

福井県報

第 11 号
令和元年
6月11日(火)
火・金曜日 発行
1月1,890円 郵送料共

目次

告示

- 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可(七三～七五・水産課) ……一
- 土地改良区の定款変更の認可(七六・福井農林総合事務所) ……六

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・工業技術センター) ……六
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局) ……一〇
- 土地改良区の役員の就任(同) ……一〇
- 公共測量の終了(土木管理課) ……一〇
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課) ……一〇

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(一三三) ……一〇
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(一四) ……一一
- 政治団体の解散の届出(一五) ……一二
- 資金管理団体の指定の届出(一六) ……一三
- 資金管理団体でなくなった旨の届出(一七) ……一三
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(一八) ……一三
- 平成二十九年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(一九) ……一四

監査委員告示

- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(一) ……一四

公安委員会告示

- 警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施(八四・生活環境課) ……一四

告示

福井県告示第73号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
九頭竜川中部漁業協同組合
吉田郡永平寺町松岡葵1丁目101番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第1号
- 3 変更の内容
遊漁料の額および納付方法

| | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <p>(遊漁料の額および納付方法)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域でやまめを対象とした遊漁をしようとする者は、同表の右欄の遊漁料を納付するものとする。</p> | | |
| 変 更 前 | <p>区域</p> <p>九頭竜川流域</p> <p>九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域</p> | <p>期間</p> <p>1日</p> <p>遊漁料</p> <p>1,500円</p> |
| 変 更 後 | <p>区域</p> <p>九頭竜川流域</p> <p>九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域</p> | <p>期間</p> <p>1日</p> <p>遊漁料</p> <p>1,500円</p> |
| <p>(遊漁料の額および納付方法)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄の区域でやまめを対象とした遊漁をしようとする者は、同表の右欄の遊漁料を納付するものとする。</p> | | |
| 変 更 前 | <p>区域</p> <p>九頭竜川流域</p> <p>九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域</p> | <p>期間</p> <p>1年</p> <p>遊漁料</p> <p>6,000円</p> |
| 変 更 後 | <p>区域</p> <p>九頭竜川流域</p> <p>九頭竜川右岸支流のうち大谷川の大谷橋、的川の的川橋、時能川の最下流に設置された橋梁並びに左岸の支流のうち永平寺川古市橋、犀川の光明寺橋、南河内川の牧福島橋、河内川の山王橋及び吉峰川の市荒川橋のそれぞれの橋梁下流端直下から下流の区域</p> | <p>期間</p> <p>1年</p> <p>遊漁料</p> <p>8,000円</p> |

| <p>(遊漁料の額および納付方法)</p> <p>第5条 省略</p> <p>3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 九頭竜川中部漁業協同組合 福井県吉田郡永平寺町松岡築1丁目101番地</p> <p>(2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店 別紙一覧表</p> <p>(3) その他組合が取扱いを委託したもの</p> | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---|
| 遊漁証取扱店一覧 | | |
| 取扱店名 | 住 | 所 |
| 原田釣具店 | 吉田郡永平寺町松岡築1-38-1 | |
| 坪田釣具店 | 吉田郡永平寺町松岡神明32-10-1 | |
| 末永鮎店 | 吉田郡永平寺町松岡神明2-32 | |
| 木下つり具 | 吉田郡永平寺町松岡築師1-25 | |
| 松岡サウナ | 吉田郡永平寺町松岡築師3-89 | |
| 辻岡珠美 | 吉田郡永平寺町松岡柵32-43 | |
| 金銀句 | 吉田郡永平寺町松岡柵32 | |
| ワケワケツヨギロゼ | 吉田郡永平寺町松岡下合月33-14-1 | |
| さざり屋 | 吉田郡永平寺町松岡上合月36-50 | |
| 森石釣具店 | 吉田郡永平寺町牧福島24-9-1 | |
| 竹沢おとり店 | 吉田郡永平寺町下浄法寺8-12-1 | |
| 服部高信 | 吉田郡永平寺町轟11-4 | |
| 南郡一之 | 吉田郡永平寺町栗住波5-25 | |
| 竹乃家 | 吉田郡永平寺町藤巻64-1-5 | |
| つむろや旅館 | 吉田郡永平寺町東古市13-26 | |
| 田舎旅館 | 吉田郡永平寺町市荒川17-17 | |
| 笠川一照 | 勝山市北郷町坂東島30-54 | |
| 竹生忠夫 | 勝山市北郷町坂東島36-25 | |
| あゆ友 山田 | 福井市高柳23-7-2 | |
| 尾崎おとり店 | 福井市菅谷2-4-17 | |
| 藤田英樹 | 坂井市丸岡町一本田福所35-32-3 | |
| はんや | 坂井市丸岡町本町1-16 | |
| ワケワケツヨギ フナヤ | 福井市二の宮2丁目27-9 | |
| ワケワケツヨギ ユウワ | 福井市開発町5-8-5 | |
| ワケワケツヨギ ポイント | 福井市八ツ島町31-601 | |
| 釣り日記 | 福井市中央13-19-1 | |
| 上州屋 新福井店 | 福井市開発4丁目311 | |
| ワケワケツヨギ 福井店 | 福井市高柳2丁目623 | |
| まさだ釣具店 | 坂井市三国町池見110 | |
| ワケワケツヨギ 松岡築店 | 吉田郡永平寺町松岡築31-16-1 | |
| ワケワケツヨギ 勝山北郷店 | 勝山市北郷町坂東島8-8 | |
| 越前ワケワケツヨギ センター | 福井市三郷丸町3-1105 | |
| ワケワケツヨギ 福井店 | 福井市日光2-18-6 | |
| 小林釣具店 | 鯖江市三六町21-1-5 | |

(遊漁料の額および納付方法)
 第5条 省略
 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 (1) 九頭竜川中部漁業協同組合
 福井県吉田郡永平寺町松岡葵1丁目101番地
 (2) 組合が委託した遊漁承認取扱店
 別紙一覽表
 (3) その他組合が取扱いを委託したもの
 遊漁証取扱店一覽

| 取扱店名 | 住 所 |
|-----------------|----------------------|
| 原田釣具店 | 吉田郡永平寺町松岡葵 1-38-1 |
| 坪田釣具店 | 吉田郡永平寺町松岡神明 32-10-1 |
| 末永船店 | 吉田郡永平寺町松岡神明 2-32 |
| 木下つり具 | 吉田郡永平寺町松岡葉師 1-25 |
| 松岡サクラナ | 吉田郡永平寺町松岡葉師 3-89 |
| 辻岡珠美 | 吉田郡永平寺町松岡櫓 32-43 |
| 金銀句 | 吉田郡永平寺町松岡櫓 32 |
| ワケワケワケ ショップ ロゼ | 吉田郡永平寺町松岡下合月 33-14-1 |
| さざり屋 | 吉田郡永平寺町松岡上合月 36-50 |
| 森石釣具店 | 吉田郡永平寺町牧福島 24-9-1 |
| 竹沢おとり店 | 吉田郡永平寺町下浄法寺 8-12-1 |
| 服部高信 | 吉田郡永平寺町 11-4 |
| 南部一之 | 吉田郡永平寺町 栗住波 5-25 |
| 竹乃家 | 吉田郡永平寺町藤巻 64-1-5 |
| つむろや旅館 | 吉田郡永平寺町東古市 13-26 |
| 笠川一照 | 勝山市北郷町坂東島 30-54 |
| 竹生忠夫 | 勝山市北郷町坂東島 36-25 |
| あゆお 山田 | 福井市高柳 23-7-2 |
| 尾崎おとり店 | 福井市菅谷 2-4-17 |
| 藤田英樹 | 坂井市丸岡町一本田福所 35-32-3 |
| はんや | 坂井市丸岡町本町 1-16 |
| ワケワケワケ ショップ フナヤ | 福井市二の宮 2丁目 27-9 |
| ワケワケワケ ボイソント | 福井市八ツ島町 31-601 |
| 釣日記 | 福井市中央 13-19-1 |
| 上州屋 新福井店 | 福井市開発 4丁目 311 |
| ワケワケワケ 福井店 | 福井市高柳 2丁目 623 |
| まさだ釣具店 | 坂井市三国町池見 110 |
| ワケワケワケ FC丸岡磯部島店 | 坂井市丸岡町磯部島 9-20-1 |
| ワケワケワケ 勝山北郷店 | 勝山市北郷町坂東島 8-8 |
| 越前ワケワケワケ センカ | 福井市三郎丸町 3-1105 |
| ヒカパカ ふくい店 | 福井市石盛町 808 |
| 小林釣具店 | 鯖江市三六町 21-1-5 |

変更後

4 変更後の遊漁規則の施行日
 令和元年5月31日

福井県告示第74号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
 勝山市漁業協同組合
 勝山市鹿谷町発坂1字河原1-13
- 2 漁業権の免許番号
 内共第1号
- 3 変更の内容
 遊漁料の額および納付方法

(遊漁料の額および納付方法)

第6条 省略

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなくてはならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。
- (1) 勝山市漁業協同組合（勝山市鹿谷町荻坂1字河原1-13）
- (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

| 項目 | 〒 | 住所 | 店名 | 電話番号 |
|----|----------|-----------------|-----------------------|---------------|
| 1 | 911-0841 | 勝山市鹿谷町荻坂1-1 | 石田おとり店 | 0779-89-7766 |
| 2 | 911-0848 | 勝山市鹿谷町保田49-8-1 | 保田岩州 | 090-6275-2010 |
| 3 | 910-1303 | 永平寺町藤巻64-1-5 | 竹乃家 | 0779-89-1006 |
| 4 | 910-1302 | 永平寺町市荒川17-17 | 田舎旅館 | 0776-64-2620 |
| 5 | 910-1326 | 永平寺町牧福島24-9-1 | もりのし釣具店 | 0776-64-2107 |
| 6 | 911-0056 | 勝山市北郷町坂東島36-25 | 竹生おとり店 | 0779-89-1055 |
| 7 | 911-0806 | 勝山市本町3-2-6 | 丸山釣具店 | 0779-88-0847 |
| 8 | 911-0034 | 勝山市村岡町滝波19-15-2 | 平尾ペンション | 0779-89-3300 |
| 9 | 911-0828 | 勝山市平泉寺町大渡18-1-1 | 上山商店 | 0779-87-1771 |
| 10 | 911-0828 | 勝山市平泉寺町大渡21-16 | レストラン和た里 | 0779-88-1628 |
| 11 | 911-0804 | 勝山市元町1丁目9-12-6 | ファミリーパーク勝山元町1丁目店 | 0779-88-3242 |
| 12 | 911-0017 | 勝山市野向町横倉56-35 | あまごの宿 | 0779-88-5398 |
| 13 | 911-0032 | 勝山市芳野町1-3-10 | ヤシキ酒店 | 0779-88-0601 |
| 14 | 911-0831 | 勝山市蓮羽町比島33-1-2 | 勝山橋おとり店 | 090-5179-3032 |
| 15 | 911-0001 | 勝山市北谷町小原 | 小原グート | 0779-83-1007 |
| 16 | 910-0842 | 福井市開発4-311 | 上州屋新福井店 | 0776-54-7663 |
| 17 | 910-0065 | 福井市八ッ島町31-601 | フイツンゾボイント | 0776-24-5005 |
| 18 | 910-0015 | 福井市二の宮2-27-9 | フナヤ釣具店 | 0776-28-0278 |
| 19 | 910-0841 | 福井市開発町5-8-5 | フジノ福井店 | 0776-53-7775 |
| 20 | 910-0103 | 福井市角野町13字高田 | 釣り日記 | 0776-55-0888 |
| 21 | 910-0837 | 福井市高柳町2丁目623 | (株)本間釣具店 フイツンヤズ福井店 | 0776-43-6266 |

変更前

(遊漁料の額および納付方法)

第6条

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなくてはならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。
- (1) 勝山市漁業協同組合（勝山市鹿谷町荻坂1字河原1-13）
- (2) 組合が委託した遊漁承認証取扱店

| 項目 | 〒 | 住所 | 店名 | 電話番号 |
|----|----------|------------------|-----------------------|---------------|
| 1 | 911-0841 | 勝山市鹿谷町荻坂1-1 | 石田おとり店 | 0779-89-7766 |
| 2 | 911-0848 | 勝山市鹿谷町保田49-8-1 | 保田岩州 | 090-6275-2010 |
| 3 | 910-1303 | 永平寺町藤巻64-1-5 | 竹乃家 | 0779-89-1006 |
| 4 | 911-0056 | 勝山市北郷町坂東島8-8 | ファミリーパーク勝山北郷店 | 0779-89-1120 |
| 5 | 910-1326 | 永平寺町牧福島24-9-1 | もりのし釣具店 | 0776-64-2107 |
| 6 | 911-0056 | 勝山市北郷町坂東島36-25 | 竹生おとり店 | 0779-89-1055 |
| 7 | 911-0806 | 勝山市本町3-2-6 | 丸山釣具店 | 0779-88-0847 |
| 8 | 911-0034 | 勝山市村岡町滝波19-15-2 | 平尾ペンション | 0779-89-3300 |
| 9 | 911-0828 | 勝山市平泉寺町大渡18-1-1 | 上山商店 | 0779-87-1771 |
| 10 | 911-0006 | 勝山市北谷町谷117字3-1 | 東山いこいの森 | 0779-83-1347 |
| 11 | 911-0804 | 勝山市元町1丁目9-12-6 | ファミリーパーク勝山元町1丁目店 | 0779-88-3242 |
| 12 | 911-0017 | 勝山市野向町横倉56-35 | あまごの宿 | 0779-88-5398 |
| 13 | 911-0032 | 勝山市芳野町1-3-10 | ヤシキ酒店 | 0779-88-0601 |
| 14 | 911-0831 | 勝山市蓮羽町比島33-1-2 | 勝山橋おとり店 | 090-5179-3032 |
| 15 | 911-0001 | 勝山市北谷町小原 | 小原グート | 0779-83-1007 |
| 16 | 910-0842 | 福井市開発4-311 | 上州屋新福井店 | 0776-54-7663 |
| 17 | 910-0065 | 福井市八ッ島町31-601 | フイツンゾボイント | 0776-24-5005 |
| 18 | 910-0015 | 福井市二の宮2-27-9 | フナヤ釣具店 | 0776-28-0278 |
| 19 | 911-0003 | 勝山市北谷町中尾河合26-2-1 | 北谷コミュニティセンター | 0779-83-1030 |
| 20 | 910-0103 | 福井市角野町13字高田 | 釣り日記 | 0776-55-0888 |
| 21 | 910-0837 | 福井市高柳町2丁目623 | (株)本間釣具店 フイツンヤズ福井店 | 0776-43-6266 |
| 22 | 910-0033 | 福井市三郎丸3-1105 | 越前フイツンゾグセンター | 0776-22-1095 |

変更後

4 変更後の遊漁規則の施行日
令和元年5月31日

福井県告示第75号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 漁業権者の名称および住所
敦賀河川漁業協同組合
敦賀市三島町1丁目11番1号
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
(1) 漁具、漁法の制限、遊漁の期間
(2) 遊漁料の額および納付方法

| 変更前 | | 変更後 | |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------|-----------------------------|
| (漁具・漁法の制限) | | | |
| 第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。 | | | |
| 魚種 | 漁具・漁法 | 規 模 | |
| | あ ゆ | 竿釣 (投網) | 1. 3メートル以下 目合 3センチメートル以上 |
| あ ゆ | さで網 | 周囲 3センチメートル以上 | |
| | やまめ いわな | 竿釣 | |
| (禁止区域) | | | |
| 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内としてはならない。 | | | |
| 漁具・漁法 | 区 域 | 期 間 | |
| | 竿釣 | 笹の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域 | 解禁日から11月30日まで |
| さで網 | 投網 | 笹の川橋下流端から笹の川本流と木の芽川との合流点までの区域 | 9月1日から11月30日まで |
| | さで網 | 笹の川橋下流端から河口まで区域及び笹の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域 | 解禁日から11月30日まで |
| (禁止区域) | | | |
| 第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。 | | | |
| 魚種 | 漁具・漁法 | 規 模 | |
| | あ ゆ | 竿釣 (投網) | 1. 3メートル以下 目合 3センチメートル以上 |
| あ ゆ | さで網 | 周囲 3センチメートル以上 | |
| | やまめ いわな | 竿釣 | |
| (禁止区域) | | | |
| 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内としてはならない。 | | | |
| 漁具・漁法 | 区 域 | 期 間 | |
| | 竿釣 | 笹の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域 | 解禁日から11月30日まで |
| さで網 | 投網 | 笹の川橋下流端から笹の川本流と木の芽川との合流点までの区域 | 9月1日から11月30日まで |
| | さで網 | 笹の川橋下流端から河口まで区域及び笹の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域 | 解禁日から11月30日まで |

| 変更前 | | 変更後 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|--------|
| (遊漁料の額および納付方法) | | | |
| 第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 | | | |
| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 | |
| あゆ | 竿釣 | 1日 | 3,000円 |
| | | 1年 | 8,000円 |
| やまめ いわな | 投網・さで網 竿釣 | 1日 | 8,000円 |
| | | 1年 | 1,500円 |
| (遊漁料の額および納付方法) | | | |
| 第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 | | | |
| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 | |
| あゆ | 竿釣 | 1日 | 3,000円 |
| | | 1年 | 8,000円 |
| やまめ いわな | さで網 竿釣 | 1日 | 8,000円 |
| | | 1年 | 1,500円 |
| | | 1日 | 1,500円 |
| | | 1年 | 4,000円 |

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和元年5月31日

福井県告示第76号

土地改良法(昭和24年法律第195号)

第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|---------------|-----------|
| 御陵土地改良区 | 令和元年5月28日 |
| 九頭竜川左岸用水土地改良区 | 令和元年6月3日 |

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量
高速樹脂含浸装置 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および発注仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日(火)

(4) 納入場所

福井県福井市川合鷺塚町61-10

福井県工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（カタログ、メンテナンス体制表など（以下「入札仕様書等」という。））により、福井県職員が審査する。）。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請

書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式1）に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、調達物品の仕様に関する福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

なお、当該入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

- (1) 申請書等の提出期間および場所
 - ア 期間
令和元年6月11日（火）9時から令和元年6月24日（月）17時まで
 - イ 場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター管理室
- (2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が入札期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

5 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札書の提出方法、提出期間および開札日時

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-0102 福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター管理室
電話 0776-55-0664
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
4(2)と同様とする。
 - イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に提出先に持参または郵送すること（郵送の場合は簡易書留郵便とする。）。

なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。
- (4) 入札書の提出期間
令和元年7月22日（月）8時30分から令和元年7月23日（火）16時まで
- (5) 開札日時および場所
 - ア 日時
令和元年7月24日（水）10時
 - イ 場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター
- 6 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記

- 載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定に関する事項
 - この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
 - (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨
 - 日本語および日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金および契約保証金
 - 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
 - (3) 入札の無効
 - 福井県財務規則第151条の規定による。
 - (4) 契約書作成の要否
 - 要
 - (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
 - ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 上記アにより、警察署に届け出た

- きは、その旨を速やかに発注者に報告すること。
- なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所
 - ア 申請者の受付時期
 - 福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。
 - イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
 - 〒910-8580
 - 福井県福井市大手3丁目17番1号
 - 福井県会計局会計課総務事務第三グループ
 - 電話 0776-20-0253
 - (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- 9 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased
 - High-speed resin impregnation machine.
 - 1 set
 - (2) Date, time of bidding
 - 10:00A.M. July 24th, 2019
 - (Time-limit for the submission of tenders 16:00P.M. July 23rd, 2019)
 - (3) Deadline for delivery
 - March 31st, 2020
 - (4) The place for delivery and contact point for the notice

Management section, Industrial Technology Center of Fukui prefecture, 61-10, Kawaiwashizuka-cho, Fukui city, Fukui prefecture, 910-0102, Japan
TEL 0776-55-0664

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。
- 令和元年6月11日
- 福井県知事 杉本 達治
- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量
 - 連続樹脂塗布装置 一式
 - (2) 調達物品の仕様等
 - 入札説明書および発注仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
 - (3) 納入期限
 - 令和2年3月31日(火)
 - (4) 納入場所
 - 福井県福井市川合郷塚町61-10
 - 福井県工業技術センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者で

- ないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること(発注仕様書に適合する物品の仕様書(以下「入札仕様書」という。))およびその他必要と認められる書類(カタログ、メンテナンス体制表など)以下「入札仕様書等」という。))により、福井県職員が審査する。))。
- (4) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員 に対して資金等を供給し、または便宜 を供与するなど直接的もしくは積極的 に暴力団の維持運営に協力し、または 関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社 会的に非難されるべき関係を有してい る者</p> | <p>または暴力団員の利用等をしてい る者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員 に対して資金等を供給し、または便宜 を供与するなど直接的もしくは積極的 に暴力団の維持運営に協力し、または 関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社 会的に非難されるべき関係を有してい る者</p> |
| <p>局から説明または確認を求められる場合が ある。 (1) 申請書等の提出期間および場所 ア 期間 令和元年6月11日(火) 9時から 令和元年6月24日(月) 17時まで イ 場所 福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター管理室 (2) 申請書等の提出方法 電子入札システムを使用して送信す る。</p> | <p>局から説明または確認を求められる場合が ある。 (1) 申請書等の提出期間および場所 ア 期間 令和元年6月11日(火) 9時から 令和元年6月24日(月) 17時まで イ 場所 福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター管理室 (2) 申請書等の提出方法 電子入札システムを使用して送信す る。 なお、資料の提出を有効に行うため は、申請書の情報が、提出期間中に、契 約担当者が本件入札に使用する電子計算 機に備え付けられたファイルに記録され なければならぬ。 申請書の提出に使用するICカードは 、電子署名及び認証業務に関する法律(平 成12年法律第102号)に基づき主 務大臣の認定を受けた特定認証業務を行 う者が発行したもので、かつ福井県物品 等競争入札参加資格者名簿に登録された 代表者の名義で取得し、そのICカード 情報を福井県の電子入札システムに利用 者登録したものである。 5 入札説明書等の交付等に関する事項なら びに入札書の提出方法、提出期間および開 札日時 (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を 示す場所、契約に関する事務を担当する 部局の名称および所在地ならびにこの入 札に関する問合せ先 〒910-0102 福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター管理室 電話 0776-55-0664</p> |
| <p>(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行 うほか、福井県物品等入札情報サービ スシステムで公開する。 (3) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に 参加しようとする者 4(2)と同様とする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しよう とする者 提出期間内に提出先に持参または郵 送すること(郵送の場合は簡易書留郵 便とする。) なお、電報または電送による入札書 の提出は認めない。 (4) 入札書の提出期間 令和元年7月22日(月) 8時30分 から令和元年7月23日(火) 16時ま で (5) 開札日時および場所 ア 日時 令和元年7月24日(水) 10時1 0分 イ 場所 福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター</p> | <p>(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行 うほか、福井県物品等入札情報サービ スシステムで公開する。 (3) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に 参加しようとする者 4(2)と同様とする。 イ 紙入札によりこの入札に参加しよう とする者 提出期間内に提出先に持参または郵 送すること(郵送の場合は簡易書留郵 便とする。) なお、電報または電送による入札書 の提出は認めない。 (4) 入札書の提出期間 令和元年7月22日(月) 8時30分 から令和元年7月23日(火) 16時ま で (5) 開札日時および場所 ア 日時 令和元年7月24日(水) 10時1 0分 イ 場所 福井県福井市川合鷲塚町61-10 福井県工業技術センター</p> |
| <p>この入札に係る調達物品の予定価格の制 限の範囲内で最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札者とする。 8 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約 に関する手続において使用する言語なら びに通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則(昭和39年福井県規 則第11号)の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定によ る。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場 合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平 成22年福井県条例第31号)第5 条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴 力団員または暴力団もしくは暴力団員 と密接な関係を有する者による不当介 入を受けたときは、速やかに所轄の警 察署に届出を行うとともに、捜査上必 要な協力を行うこと。 イ 上記アにより、警察署に届け出たと ときは、その旨を速やかに発注者に報告 すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは 、物品購入等の契約に係る指名停止措 置要領の規定に基づき、指名停止等の 措置を講じることがあるので注意す ること。 (6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請 する時期と場所 ア 申請者の受付時期</p> | <p>この入札に係る調達物品の予定価格の制 限の範囲内で最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札者とする。 8 その他 (1) この入札に係る一連の手続および契約 に関する手続において使用する言語なら びに通貨 日本語および日本国通貨とする。 (2) 入札保証金および契約保証金 福井県財務規則(昭和39年福井県規 則第11号)の規定による。 (3) 入札の無効 福井県財務規則第151条の規定によ る。 (4) 契約書作成の要否 要 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場 合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平 成22年福井県条例第31号)第5 条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴 力団員または暴力団もしくは暴力団員 と密接な関係を有する者による不当介 入を受けたときは、速やかに所轄の警 察署に届出を行うとともに、捜査上必 要な協力を行うこと。 イ 上記アにより、警察署に届け出たと ときは、その旨を速やかに発注者に報告 すること。 なお、上記アの届出を怠ったときは 、物品購入等の契約に係る指名停止措 置要領の規定に基づき、指名停止等の 措置を講じることがあるので注意す ること。 (6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請 する時期と場所 ア 申請者の受付時期</p> |

福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務事務第三グループ
電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased
Continuous resin coating machine.

(2) Date, time of bidding
10:10A.M. July 24th, 2019

(3) Deadline for the submission of tenders 16:00P.M. July 23rd, 2019)

(4) The place for delivery and contact point for the notice
March 31st, 2020

Management section, Industrial Technology Center of Fukui prefecture,
61-10, Kawaiwashizuka-cho, Fukui city,
Fukui prefecture, 910-0102, Japan
TEL 0776-55-0664

美浜中部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が平成31年3月15日に役員を退任した旨の届出があったので、

同条第18項の規定により公告する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 中村 春彦 美浜町金山24-2

〃 永田 守 〃 河原市19-5

〃 浅妻 弘 〃 大藪46-6

〃 山口治太郎 〃 気山96-23

〃 森下 裕 〃 若狭町大鳥羽437

〃 竹仲 良廣 美浜町南市9-1-1

〃 早川 俊一 〃 和田13-2

〃 大野弥進夫 〃 木野30-2-2

〃 南 正明 〃 佐柿33-8

〃 奥村 憲昭 〃 麻生25-34

〃 成田 茂男 〃 中寺8-28

〃 武田 健男 〃 宮代12-22

〃 山口 嘉明 〃 寄戸5-4

〃 馬野 昌幸 〃 佐野43-26

〃 中川 利夫 〃 佐野22-6-1

〃 寺尾 政孝 〃 佐野14-1-1

〃 澤田 政一 〃 興道寺42-13

〃 田辺 秀夫 〃 気山320-2-5

〃 平城 鹿次 〃 金山7-5-1

〃 松田 茂嗣 〃 金山40-25

〃 八木 進 〃 郷市19-12

〃 松井 明彦 〃 松原10-28

〃 河藤 豊 〃 久々子5-22

〃 田中 讓治 〃 若狭町気山34-25

〃 浅妻 文誠 〃 美浜町大藪31-14

〃 熊谷 務 〃 若狭町気山267-2-1

〃 芝井 博昭 〃 美浜町中寺8-8

美浜中部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が平成31年3月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 中村 春彦 美浜町金山24-2

〃 永田 守 〃 河原市19-5

〃 中川 利夫 〃 佐野22-6-1

〃 戸嶋 秀樹 〃 宮代13-44

〃 森下 裕 〃 若狭町大鳥羽437

〃 竹仲 良廣 美浜町南市9-1-1

〃 武長仁一郎 〃 和田13-8

〃 大野弥進夫 〃 木野30-2-2

〃 兼田 和雄 〃 佐柿20-13

〃 佐竹 克己 〃 麻生25-10

〃 大野 満 〃 中寺12-2

〃 藤長 利和 〃 宮代10-1

〃 山口 昭三 〃 寄戸6-11

〃 馬野 昌幸 〃 佐野43-26

〃 大塩 一成 〃 佐野24-27

〃 久保 庄治 〃 興道寺27-3

〃 田辺 秀夫 〃 気山320-2-5

〃 山口 俊和 〃 大藪47-20-1

〃 田邊 賢一 〃 金山12-5-19

〃 松田 賢一 〃 金山40-17-2

〃 上野 禎知 〃 郷市27-22

〃 岸本 幸憲 〃 松原11-32

〃 河藤 豊 〃 久々子5-22

〃 磯辺 治和 〃 若狭町気山49-27

〃 浅妻 文誠 〃 美浜町大藪31-14

〃 芝井 博昭 〃 中寺8-8

〃 谷口 壽 〃 若狭町気山67-1

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和元年5月23日に坂井市より公共測量の終了について通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

坂井市

2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ更新）

3 作業の期間
平成30年11月6日から平成31年3月11日まで

4 作業の地域
坂井市一円

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名
称
吉田郡永平寺町松岡吉野堺43字47番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
福井市上野本町4丁目2301番地エス

ベランス205号室
早川 和彦
早川 真子

測量計画機関の名称

福井県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

| 届出年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|------------|-----------|--------|----------|---------------------------|
| 平成31年3月22日 | 松井あきと後援会 | 根井 廣 | 松井 信二 | 大飯郡高浜町関屋72-6-1 |
| 平成31年3月25日 | 河島浩彦後援会 | 堀口 克博 | 河島 信義 | 大飯郡高浜町藪部51-19-2 |
| 平成31年3月28日 | 杉本かずのり後援会 | 西田 貴哉 | 杉本 和範 | 小浜市小浜酒井95-2 |
| 平成31年4月3日 | 川代雅和后援会 | 中島 一男 | 中山 隆弘 | 小浜市西小川8-13 |
| 平成31年4月3日 | やの秀夫後援会 | 時岡 忠弘 | 赤鹿 達也 | 大飯郡高浜町中津海24-18-8 |
| 平成31年4月8日 | 寺島きょうや後援会 | 寺島 恭也 | 片岡 文一 | 福井市灯明寺4-1501 |
| 平成31年4月9日 | 土田光を育てる会 | 土田 光 | 土田 光 | 鯖江市礼町25-12-2 礼野ビル3階南東側 |
| 平成31年4月15日 | まっおか茂和后援会 | 坪内 勝 | 藤崎 薫 | 大飯郡高浜町藪部49-16 |
| 令和元年5月7日 | 林下豊彦後援会 | 林下 豊彦 | 林下 豊彦 | 鯖江市丸山町1-8-6 |
| 令和元年5月15日 | 安岡孝一後援会 | 安岡 孝一 | 安岡 孝一 | 勝山市旭毛屋町5104 |

福井県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

| 異動年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 異動内容 | |
|------------|------------------|--------|------------|---------------------|---------------------|
| | | | | 新 | 旧 |
| 平成31年1月10日 | 尾谷和枝後援会 | 尾谷和枝 | 会計責任者の所在地 | 尾谷和孝 | 福井正三 |
| 平成31年4月1日 | 福井維新の会 | 丸山 穂高 | 主たる事務所の所在地 | 福井市高木町56-1 | 福井市のり1-24-35 |
| 平成31年4月1日 | のせゆたか後援会 | 山崎 孝晴 | 会計責任者の所在地 | 田中 康隆 | 竹中 誠 |
| 平成31年4月1日 | 自由民主党福井県電気通信職域支部 | 寺井 孝美 | 主たる事務所の所在地 | 福井市生部町6-18 | 福井市古市3-1102-1 |
| 平成31年4月1日 | 自由民主党福井県郵政政治連盟支部 | 上田 彦哉 | 会計責任者 | 嶋崎 一哉 | 宇野 憲二 |
| 平成31年4月8日 | 岩佐武彦後援会 | 渡邊 重紀 | 主たる事務所の所在地 | 福井市東郷二ヶ町34-23本道ビル1階 | 福井市上東郷町22-7 |
| 平成31年4月10日 | 山崎利昭後援会 | 松田 一彦 | 主たる事務所の所在地 | 大野市春日3-20-7 | 大野市篠座65-77-1 |
| 平成31年4月15日 | ふくいに新しい風を吹き込む会 | 杉本 達治 | 主たる事務所の所在地 | 福井市西開発2-118 | 福井市大手2-7-3日新ビル2F |
| 平成31年4月15日 | 杉本達治後援会 | 内田 高義 | 主たる事務所の所在地 | 福井市西開発2-118 | 福井市大手2-7-3日新ビル2F |
| 平成31年4月15日 | 新しい風ふくい | 青木 幹雄 | 主たる事務所の所在地 | 福井市西開発2-118 | 福井市大手2-7-3日新ビル2F |
| 平成31年4月15日 | 関孝治後援会 | 前田 高七 | 主たる事務所の所在地 | 越前市栗田部町6-2 | 越前市栗田部町14-1-1 |
| 平成31年4月19日 | 自由民主党南条支部 | 井上 利治 | 主たる事務所の所在地 | 南条郡南越前町鑄物師21-26 | 南条郡南越前町西大道15-11-18 |
| 令和元年5月11日 | 国民民主党福井県第2区総支部 | 斉木 武志 | 会計責任者 | 鎌田 親彦 | 松田 耕治 |
| 令和元年5月7日 | 岩佐武彦後援会 | 渡邊 重紀 | 主たる事務所の所在地 | 福井市上東郷町22-7 | 福井市東郷二ヶ町34-23本道ビル1階 |
| 令和元年5月12日 | 田中良幸と歩む会 | 田中 良幸 | 主たる事務所の所在地 | 鯖江市桜町2-9-30日野ビル101 | 鯖江市桜町3-6-17 |

福井県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 解散年月日 | 政治団体の名称 | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------|--------|
| 平成30年12月31日 | 伊藤康司後援会 | 井上 勝規 |
| 平成31年3月25日 | あわの明雄後援会 | 館太 正 |
| 平成31年3月29日 | 清水まさのお後援会 | 河村 清 |
| 平成31年4月8日 | 政治結社 日本義士隊 | 福島 忠史 |
| 平成31年4月15日 | 後藤裕幸後援会 | 佐々木 教幸 |
| 平成31年4月15日 | 後藤裕幸一乗地区後援会 | 久保田 賢 |
| 平成31年4月30日 | 島川由美子後援会 | 島川 由美子 |

福井県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 指 定 年月日 | 資金管理団体の届出を した者（代表者）の氏名 | 届出をした者に 係る公職の種類 | 資 金 管 理 団 体 の 名 称 | 主たる事務所の所在地 |
|----------------|---------------------------|--------------------|----------------------|--------------|
| 平成31年 4月18日 | 山浦 光一郎 | 福井県議会議員 | 山浦光一郎後援会 | 福井市宝永3-15-16 |

福井県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 資金管理団体の届出 をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体 でなくなった年月日 |
|----------------------|-----------|---------------------|
| 島川 由美子 | 島川由美子後援会 | 平成31年4月30日 |

福井県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

| 異動年月日 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動内容 | |
|------------|------------------|----------------|------------|-------------|------------------|
| | | | | 新 | 旧 |
| 平成31年4月15日 | 杉本 達治 | ふくいに新しい風を吹き込む会 | 主たる事務所の所在地 | 福井市西開発2-118 | 福井市大手2-7-3日新ビル2F |

福井県選挙管理委員会告示第19号

平成29年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成30年福井県選挙管理委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

〔国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）〕の鈴木こうじ後援会の項中

「1 収入総額 6,443

前年繰越額 6,443

本年収入額 0 を

2 支出総額 0

3 翌年への繰越額 6,443」

「1 収入総額 6,443

前年繰越額 6,443 に

本年収入額 0

2 支出総額 6,443

3 翌年への繰越額 0」

改める。

監査委員告示

福井県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第1項の規定に基づき協議が調ったので告示する。

令和元年6月11日

福井県監査委員

小堀 友廣

同 清水 智信

同 緒方 正嗣

同 平鍋 順一

同 緒方 正嗣

同 平鍋 順一

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名および住所

氏名 住所

野波 俊光 福井市和田東1-1301

廣部 貴子 福井市加茂河原4-1-

15

谷川俊太郎 福井市大宮3-18-17

角谷 龍史 鯖江市日の出町6-25

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部

監査人の監査を補助できる期間

令和元年6月11日から令和2年3月3

日まで

1日まで

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年6月11日

福井県公安委員会

委員長 夔川 健治

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

| 検定の区分 | 実施日 | 実施時間 |
|------------|--------------|----------------------|
| 交通誘導警備業務1級 | 令和元年9月12日(木) | 午前9時30分から 午前11時まで |
| 交通誘導警備業務2級 | | 午後1時30分から 午後3時まで |

イ 実技試験

| 検定の区分 | 実施日 | 実施時間 |
|------------|---------------|-------------------|
| 交通誘導警備業務1級 | 令和元年10月17日(木) | 午後1時から 午後5時まで |
| 交通誘導警備業務2級 | | 午前8時30分から 正午まで |

- (2) 実施場所
- ア 学科試験
- 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部地下1階B102会議室
- イ 実技試験
- 福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室
- 2 定員
各20人
- 3 受検資格
- (1) 交通誘導警備業務2級
福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員
- (2) 交通誘導警備業務1級
(1)に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上ある者
- イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者

と同等以上の知識および能力を有すると認められる者

4 検定試験の方法および内容
学科試験および実技試験により行う。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人または車両の通

行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

- (1) 受付期間
令和元年8月5日(月)から同年8月9日(金)までの午前9時から午後5時まで
- ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書等の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所を管轄する警察署に申請する者については、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書

- 面 各1通
- カ 3(2)イに掲げる者にあつては、当該
疎明書面 1通
- (4) 受検手数料
14,000円に相当する福井県証紙
により納入するものとし、検定申請書提
出時に提出すること。
なお、納付された受検手数料は、返還
しない。
- 6 その他
- (1) 検定受検時の携行品
- ア 学科試験
- ・ 筆記用具
 - イ 実技試験
 - ・ 筆記用具
 - ・ 雨具
- (2) 受検票の交付
受検票は、学科試験当日の受付時に交
付する。
- 7 検定に関する問合せ先
福井県警察本部生活安全部生活環境課
電話0776-22-2880(内線3
192、3187)または各警察署生活安
全課(係)

令和元年六月十一日印
令和元年六月十一日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市文京一丁目十九二十

福井県
高桑印刷(株)

☎六三三二番